

■平成30年度の協議会組織について

<平成29年度では>

- 協議会委員のうち市の職員の構成は都市整備部より、都市整備部長とニュータウン再生担当課長が任命され、健康福祉部より福祉総務課長が任命。
- 平成28年度の準備会及び平成29年度の取組みを通し、特に居住支援については、単純な住宅探しの支援（相談事業）だけでは住宅確保要配慮者の住宅確保につなげられないケースが多い。

例) 収入が低い。障がいを持っている。退去を求められており、緊急性がある など

<目的>

上記の現状を踏まえ、居住支援に関し、より具体的、専門的な議論や情報提供、効果的な取組みを行えるように、平成30年度の協議会の委員構成として、以下のとおり変更。

【平成29年度】（要綱第4条）

<委員>

- 学識経験者 2名以内
- 不動産関係団体が推薦する者 4人以内
- 公的賃貸住宅事業者 2人以内
- 居住支援団体が推薦する者 1人以内
- 住替え支援団体が推薦する者 1人以内
- 健康福祉部福祉総務課長
- 都市整備部長
- 都市整備部ニュータウン再生担当課長

<事務局>

- 都市整備部都市計画課住宅担当課長
- 〃 住宅担当主査 2名
- 〃 住宅担当 2名
- 健康福祉部福祉総務課福祉総務担当主査 1名

【平成30年度】（要綱第4条）

<委員>

- 学識経験者 2名以内
- 不動産関係団体が推薦する者 4人以内
- 公的賃貸住宅事業者 2人以内
- 居住支援団体が推薦する者 1人以内
- 住替え支援団体が推薦する者 1人以内
- 健康福祉部長
- 都市整備部長
- 都市整備部ニュータウン再生担当課長

<事務局>

- 都市整備部都市計画課住宅担当課長
- 〃 住宅担当主査 2名
- 〃 住宅担当 2名
- 健康福祉部福祉総務課長
- 〃 福祉総務担当主査 1名

平成30年度 体制イメージ

